

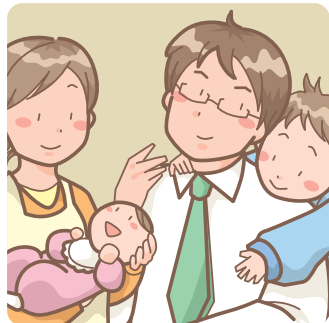
子ども・子育て 未来プラン

概要版

秋田市次世代育成支援
行動計画後期計画

秋田市

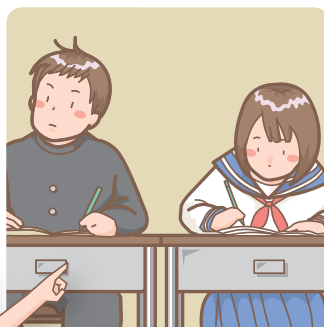
育児



保育



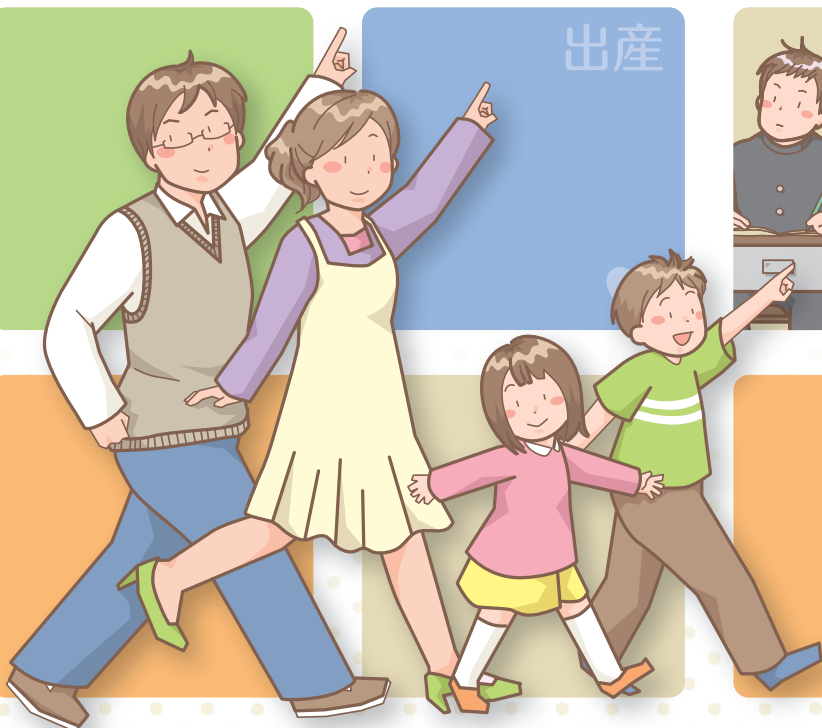
出産



教育



食育



1 計画策定の趣旨

我が国は依然として少子化傾向にあり、平成20年の合計特殊出生率は、1.37と前年より若干上昇しているものの、人口が安定的に維持するための水準(2.08程度)を大きく下回っています。本市も例外ではなく、同年において1.25と、全国の水準よりも低い状況です。

また、いじめや児童虐待等の深刻化に加え、核家族化や都市化の進行、有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になってきています。

本市では、これらの状況に対応するため、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)に基づく「秋田市次世代育成支援行動計画」(以下「前期計画」という。)を策定し、各般の施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成18年には本市初の議員立法により、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(以下「秋田市子ども条例」という。)」が制定され、市のみならず、家庭や地域、職場など「社会全体で子どもを育む」という本市の子ども・子育て支援の方向性が示されました。

平成20年10月に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅱ」によると、20代・30代の市民が「一番、力を入れて欲しいと思うもの」について、「子育て支援」が「雇用対策」に次いで多いものの、「子どもの育てやすさ」について比較的「よい」と感じている人は2割程度に留まっており、これまで以上に取り組むことが求められています。

そこで本市は、前期計画の検証を踏まえ、次世代法および秋田市子ども条例の要請ならびに市民ニーズに応える「秋田市子ども・子育て未来プラン」(以下「本行動計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1)「次世代育成支援対策推進法」との関係

本行動計画は、次世代法第8条および国が示した行動計画策定指針に基づくものであり、前期計画を発展的に継承しています。

(2)「秋田市子ども条例」との関係

本行動計画は、秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画(以下「秋田市子ども条例推進計画」という。)として位置づけています。

(3)市の関連計画との関係

本行動計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、「健康あきた市21」などの諸計画とも整合性を図っています。

3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的としています。

4 計画の期間

《平成22年4月1日～平成27年3月31日》

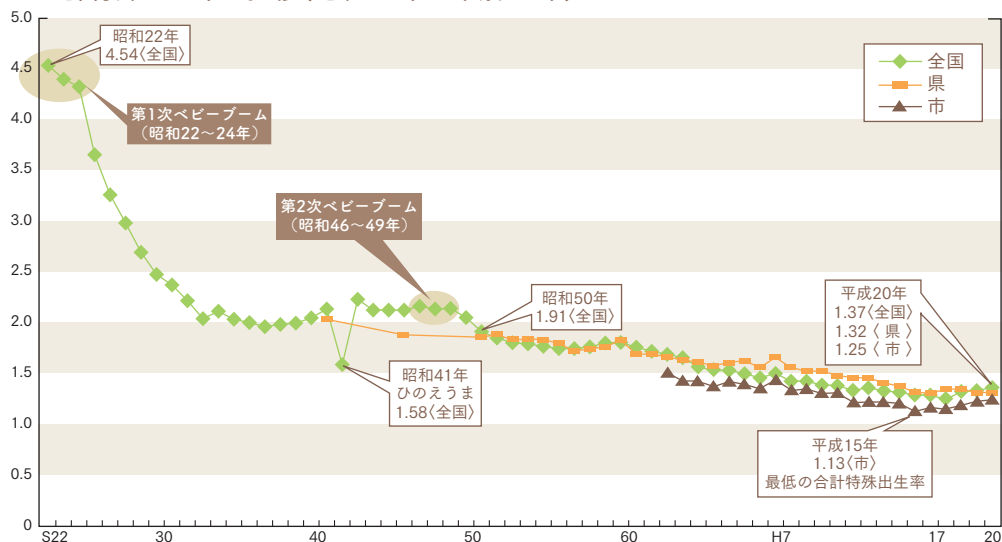
前期計画期間終了(平成22年3月31日)後の向こう5年間の計画とします。

なお、計画の実施過程において、社会・経済情勢等の変化により、計画の見直しが必要になった場合は、柔軟に対応することとします。

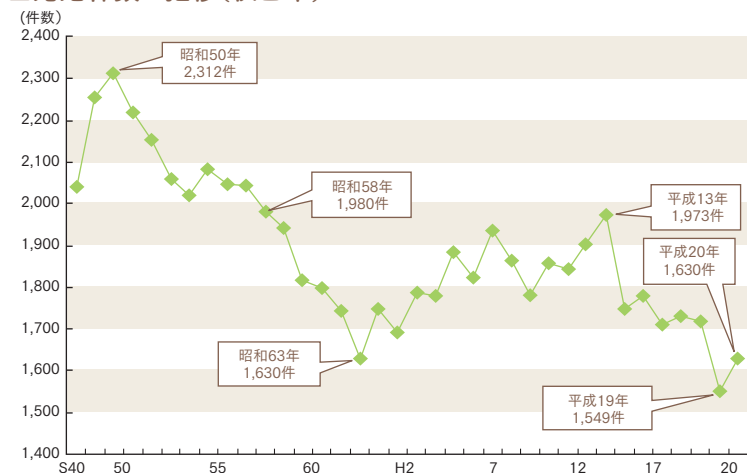
5 計画の対象

本行動計画は、「子ども」「子育て世代」「結婚や子育てを望む若い世代」を主な対象としています。

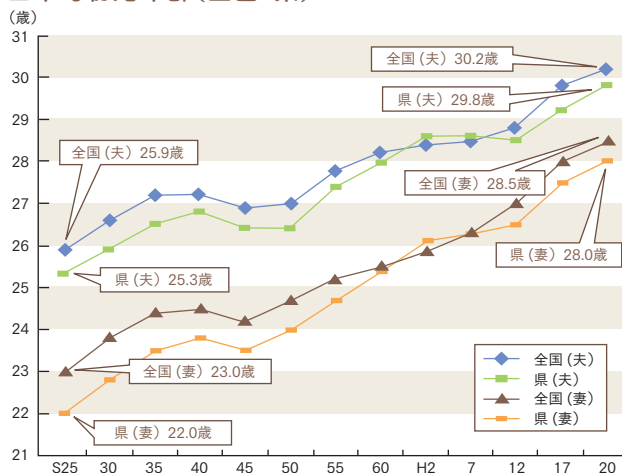
■合計特殊出生率の推移(昭和22年～平成20年)



■婚姻件数の推移(秋田市)



■平均初婚年齢(全国・県)



6

計画の基本理念・基本目標

◎秋田市子ども・子育て未来プランの基本理念

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生み育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかななくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望まれます。

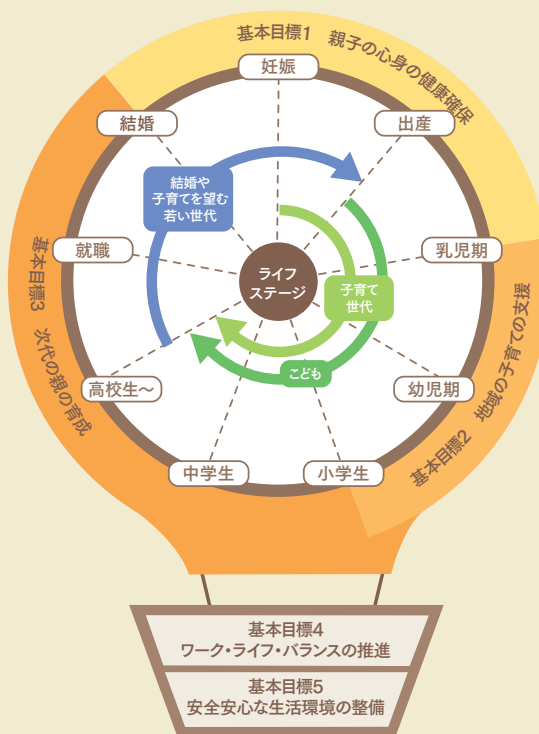
そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生み育てられる環境を整えていながら、わたしたちみんなで「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していく必要があります。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かに健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということをも「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子

どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。



秋田市子ども・子育て未来プランの基本理念

支え合う すこやか子育て 夢ある秋田～みんなではぐくむかがやく笑顔～

5つの基本目標

I
親子の心身の
健康確保

II
地域の
子育ての支援

III
次代の
親の育成

IV
WLBの
推進

V
安心安全な
生活環境の整備

重点施策

乳幼児保健の充実

保育環境の整備

豊かな心の育成

WLBの実現に向けた
広報・啓発

子どもの安全確保

児童虐待防止
対策の充実

子育て支援
サービスの充実

特別な支援を要する
子どもへの支援

待機児童の解消

子育て家庭に
配慮した
市営住宅等の整備

放課後児童
対策の充実

若者の自立支援
若者同士の
交流機会の拡大

社会全体で
子育て家庭を支える
しくみづくり

※「WLB」は、「ワーク・ライフ・バランス」を表します。

基本目標Ⅰ 親子の心身の健康確保

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、親子の健康確保に努めるとともに、特に支援を必要とする子育て家庭をサポートします。

重点施策

乳幼児保健の充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう、疾病等の予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、より望ましい養育環境を確立できるよう支援します。

【主な取組】

- 「乳幼児健康診査」による疾病等の予防、早期発見・早期治療および親の育児サポートの実施
- 各種健康教育による母子保健情報の提供、必要な家庭に対する支援

児童虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の推進を図ります。

【主な取組】

- 児童虐待問題に十分に対応するための職員および相談員の資質向上
- 「要保護児童対策地域協議会」の活動をととした関係機関等との連携強化
- 「虐待防止推進フォーラム」開催による市民への意識啓発



基本目標Ⅱ 地域の子育ての支援

多様な子育てニーズに対応できるよう、保育サービスや地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

重点施策

保育環境の整備

保護者の様々な就労時間や就労形態に対応できる特別保育サービスの充実を図るとともに、保護者や家庭の諸事情に対しても、柔軟に対応できる体制を整えます。

【主な取組】

- 認可保育所、認定保育施設等の特性を活かした入所児童の良好な環境の整備
- 公立保育所のサービスメニュー拡大等に向けた段階的な民間移行
- 新たなニーズに対応する施設としての「認定こども園」の整備促進

子育て支援サービスの充実

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感や負担感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

【主な取組】

- 親子が気軽に集まり過ごせる交流の場としての地域子育て支援拠点事業の提供
- 身近な地域の子育て支援団体や子育ての関係者が連携して行う「地域子育て支援ネットワーク事業」の展開
- 会員同士が相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

放課後児童対策の充実

放課後の子どもたちの安全、安心な居場所づくりのため、児童館等の整備を進めるとともに、放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業）を積極的に推進し、総合的な放課後児童対策に努めます。

【主な取組】

- 放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業の実施拠点となる児童館等の整備

基本目標Ⅲ 次代の親の育成

子どもを心身ともに健やかに育成するとともに、若者の就業や結婚を応援することで、次代の親の育成に取り組みます。

重点施策

豊かな 心の育成

①子どもの体験活動機会の提供

家庭、地域、学校、社会教育施設が連携し、遊び、スポーツ、レクリエーション等を通じた体験活動や、豊かな自然を活用した体験活動等、子どもに様々な体験活動の機会を提供し、健全育成を図ります。

【主な取組】

- 自然や様々な施設等の地域の財産を活かした遊び・スポーツ・レクリエーション等を通じた子どもの体験活動機会の提供
- 市民ボランティアとの協働による体験活動機会の提供

②心の健康づくり体制の充実

小中学校における教育相談体制を整備・充実するとともに、心の健康に関する市民講座の充実を図ります。

【主な取組】

- 小中学校へのスクールカウンセラー・心の教育相談員等の配置
- 心の健康に関する理解を深めるための健康講座の実施



特別な支援を 要する子どもへの 支援

児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

【主な取組】

- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援
- 不登校児童生徒およびその保護者への支援
- 通常学級・学校行事等における障がいのある児童生徒への支援
- 国籍を問わず日本語の理解が十分でない児童生徒への支援

若者の 自立支援

就職を希望する高校生に、職業観の醸成や就職に対する明確な目標を持たせ、ひとりでも多くの就職を実現させます。また、若者についても就職に向かう意識付けをし、就職につなげます。

【主な取組】

- 自分にあった職種の見つけ方、就職に必要な技術等を習得するための講座等の開催

若者同士の 交流機会の 拡大

結婚に対する希望が実現されるように、市民との協働により、若者同士の交流機会の拡大を図ります。

【主な取組】

- 若者同士の出会いの場の提供
- 若者が主催するまちづくりイベントへの支援



基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和を推進するため、待機児童の解消や、多様な働き方に対応した子育て支援を行うとともに、市民、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援する気運を盛り上げていきます。

重点施策

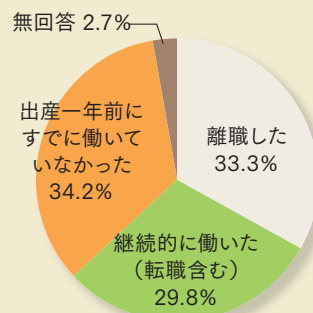
WLBの実現に向けた 広報・啓発

ワーク・ライフ・バランスについての理解を深め、誰もが仕事や家庭、地域などの各場面において充実した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【主な取組】

- 父親の育児参加等をテーマとするフォーラムの開催
- 広報等を通じたワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動

■ 出産前後の離職状況



待機児童の解消

総合的な解消策を講じ、平成23年度当初における待機児童の解消を目指します。

【主な取組】

- 公共施設や空き店舗等を利用した保育所の分園設置
- 幼稚園の空き教室を活用した児童の受入れ場所の確保
- 幼稚園と保育所の連携施設の整備促進
- 認定保育施設の認可化の推進

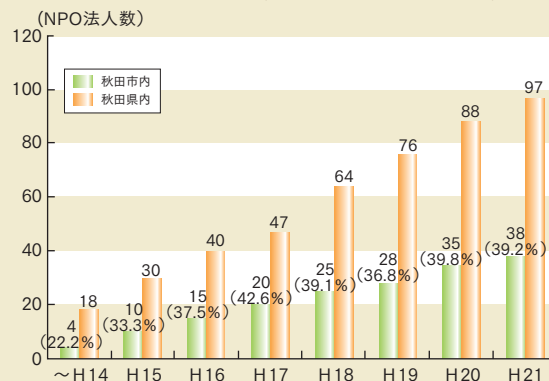
社会全体で 子育て家庭を 支える しくみづくり

子育て家庭が楽しく外出できるよう、店舗や施設に対するソフト・ハード両面からの支援を行います。

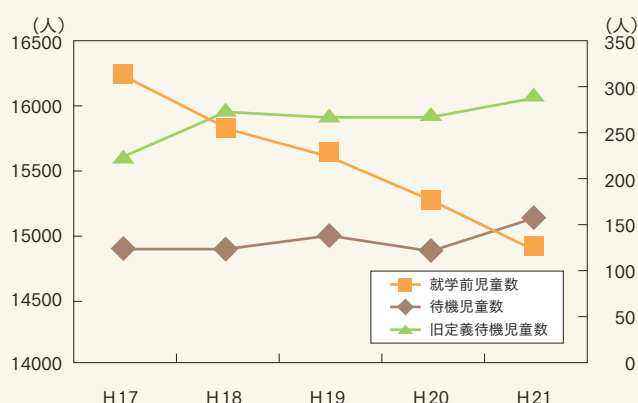
【主な取組】

- 商店街等が実施する子育て家庭向けイベントへの支援
- 店舗等における「子育てにやさしい機能（授乳室等）」の設置促進
- NPO等の団体が実施する取組への支援
- 「地域子育て支援ネットワーク事業」の展開

■ NPO法人数の推移（平成21年11月現在）



■ 就学前児童数と待機児童数の推移



※旧定義による待機児童数

保育所入所要件に該当する申込者数から単純に入所者数を差し引いた数値

※新定義による待機児童数

旧定義による待機児童数から、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童や市が助成している認可外保育施設に入所している児童を除いた数値

（単位：人）

区分	就学前児童数	待機児童数	旧定義待機児童数
平成17年	16,275	123	224
平成18年	15,883	123	274
平成19年	15,640	140	270
平成20年	15,261	122	273
平成21年	14,924	155	292

※各年4月1日現在

基本目標Ⅴ 安全安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭が安心して外出できるよう、子育てバリアフリーを推進します。

重点施策

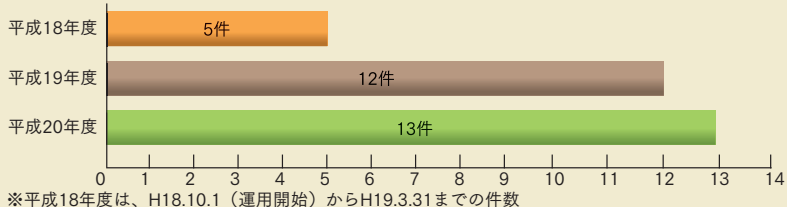
子どもの安全確保

地域、学校、家庭が連携した児童生徒の安全確保対策を推進します。

【主な取組】

- 地域住民の自主的な防犯活動の支援
- 防犯に関する情報共有と不審者等に関する情報提供
- 学校内における安全確保対策と子どもたちへの安全指導の充実

■「秋田っ子まるメール」による不審者情報等の配信件数

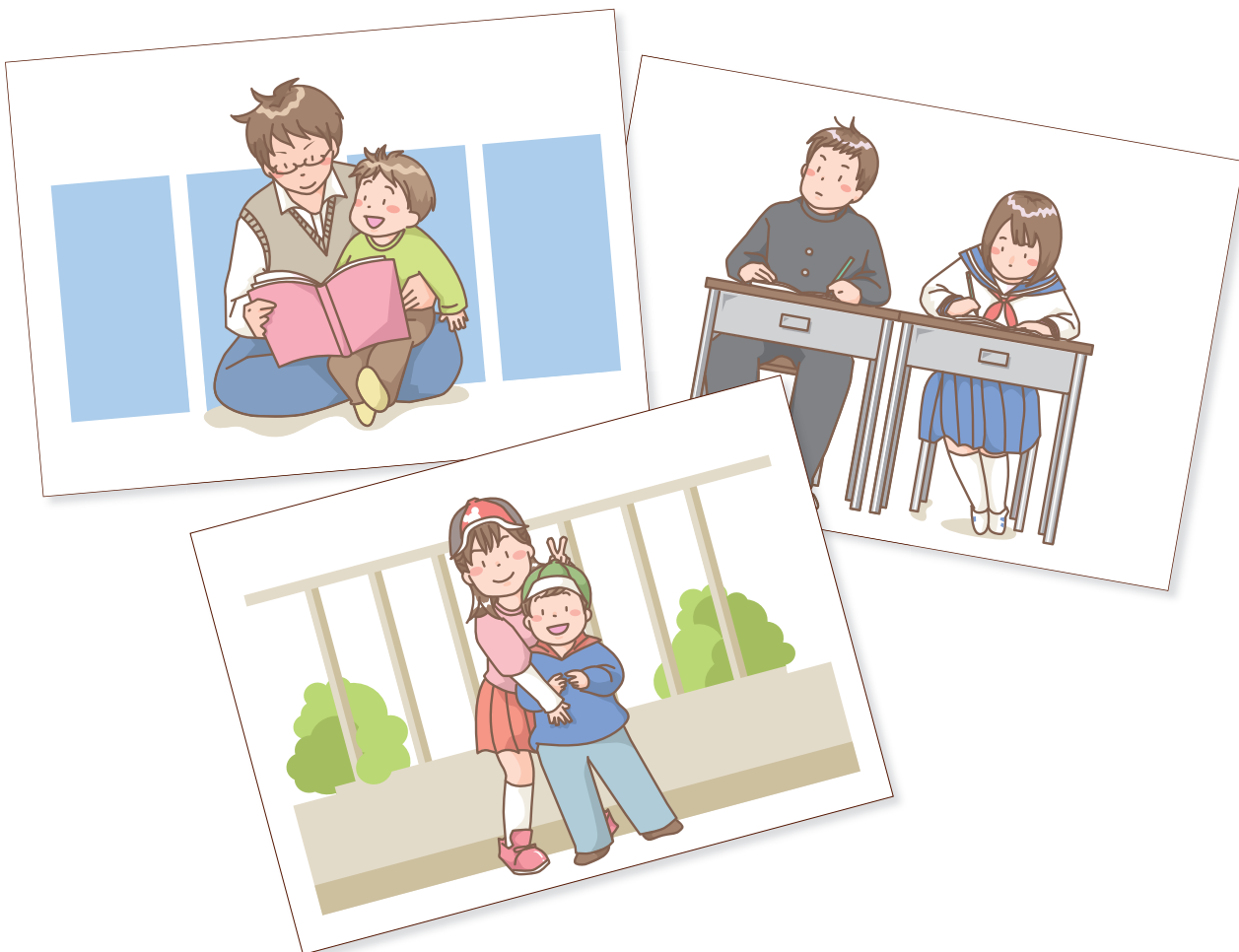


子育て家庭に 配慮した 市営住宅等の整備

市営住宅への入居にあたり、子育て世帯の優先入居制度を導入して、子育て世帯を支援します。また、老朽化した市営住宅の計画的な建て替えを行い、安全性と質的向上を進めるとともに、子育てに配慮した居住環境の整備を進めます。

【主な取組】

- 多子世帯に対する抽選倍率の優遇と子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置
- 子育てに配慮した居住環境の整備の促進





7 保育サービス等の整備目標量

事業名		目標単位	21年度 (実施予定量)	26年度 (目標事業量)	増 減
①通常保育事業		人	4,449	5,000	551
②特定保育事業		人	5	12	7
		か所	15	12	△3
③延長保育事業		人	460	520	60
		か所	46	52	6
④夜間保育事業		人	0	40	40
		か所	0	2	2
⑤トワイライトステイ事業		人	11	15	4
		か所	2	2	0
⑥休日保育事業		人	123	150	27
		か所	4	5	1
⑦病児・病後児保育事業	病児対応型・病後児対応型	日数	200	300	100
		か所	(病後児) 2	(病後児) 3	(病後児) 1
	体調不良児対応型	日数	250	370	120
		か所	2	3	1
⑧放課後児童健全育成事業		人	1,000	1,353	353
		か所	28	33	5
⑨地域子育て支援拠点事業 (ひろば型・センター型・児童館型)		か所	2	3	1
⑩一時預かり事業		日数	10,650	12,500	1,850
		か所	44	52	8
⑪ショートステイ事業		人	13	20	7
		か所	4	4	0
⑫ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1	0

計画策定・発行
計画推進

平成22年3月

秋田市企画調整部男女共生・次世代育成支援室
秋田市企画調整部子ども育成支援室
TEL : 018-866-2141 FAX : 018-866-2405
E-mail : ro-chbs@city.akita.akita.jp

